



## 理 由 書

本地区は、姫路市都市計画マスタープランによりスポーツの拠点として位置付けられており、手柄山中央公園整備基本計画に位置付けるスポーツゾーンについて、将来にわたりスポーツの拠点として土地利用が図られるよう整備・維持していく必要があることから、本案のとおり用途地域を変更しようとするものである。